

会費規程

施行 平成26年6月6日

改定 平成29年11月17日

改定 令和4年8月18日

(目的)

第1条 この規程は東北大学土木同窓会会則(以下「会則」という。)第21条により東北大学土木同窓会(以下「本会」という。)の会費に関して必要な事項を定める。

(会費の額及び納入方法)

第2条

1. 本会の会費には、年会費(A)、前納会費(B)、および卒業・修了時前納会費(C)がある。

前納会費(B)は正会員に限り納入することができ、次年度以降の10年分の会費を一括して納入する10年会費(B-1)、20年分の会費を一括して納入する20年会費(B-2)、終身会費を一括して納入する終身会費(B-3)がある。

卒業・修了時前納会費(C)は、学部卒業または大学院修了し、社会人となる学生が納入するもので、卒業・修了年度の次年度以降の1ヵ年分(C-1)、10年分の会費を一括して納入する10年会費(C-2)、20年分の会費を一括して納入する20年会費(C-3)、終身会費を一括して納入する終身会費(C-4)がある。

会費の金額、納入方法等は下表の通りとする。

会費の種別	金額	納入する会員	納入方法	備考
(A) 年会費	3,000円 (1ヵ年分)	正会員	事務局に直接持参/ 郵便振替/銀行口座 自動払込* (*銀行口座自動払込を利用する場合、1ヵ年200円の割引を適用する。)	
(B) 前納会費	(B-1) 10年会費	正会員	事務局に直接持参/ 郵便振替	
	(B-2) 20年会費			
	(B-3) 終身会費			
(C) 卒業・修了 時前納会費	(C-1) 1ヵ年分	学部卒業または 大学院修了 後に社会人と なる学生	事務局に直接持参	卒業・修了年度の次年度以 降の会費として、卒業・修 了年度に前納する会費
	(C-2) 10年会費			
	(C-3) 20年会費			
	(C-4) 終身会費			

2. 会費は、本会事務局に直接持参により納入する。但し、年会費(A)および前納会費(B)は郵便振替による納入ができる。また、年会費(A)は、所定の様式により本会事務局に申告することにより、銀行口座自動払込により納入することができる。

3. 年会費(A)を銀行口座自動払込により納入する場合、1ヵ年200円の割引を適用する。

4. 必要な時には幹事会の決議により特別会費を徴収することができる。

(会費の返還)

第3条 既納の会費は、返還を認めないものとする。

(会費納入者・未納者への対応)

第4条 当該年度の会費を納入した会員には、土木同窓会ホームページにおいて会員限定情報（会報、会員名簿）を提供する。

第5条 過年度の会費の未納分は、累積されないものとする。

(細則)

第6条 この規程の実施に必要な細則は、幹事会の議決により別途定めるものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃には、幹事会の議決を必要とする。

附則 この規程は令和4年8月18日から施行する。